

麻薬取扱者免許継続申請等の手続について

1 麻薬取扱者免許の継続申請

所有する麻薬取扱者免許証の有効期間が、令和6年12月31日までとなっている方は、11月1日（金）から11月29日（金）までの間に継続申請を行ってください。

提出先は、管轄の県保健所又は薬務衛生課（業務所が熊本市内）です。

【麻薬小売業者免許継続申請の必要書類】

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 診断書（別添1）

精神障害又は麻薬若しくは覚醒剤等の中毒について診断したもので、申請書の提出時点で診断日ができる限り最近（発行から1カ月以内が目途）のもの。法人の場合は、業務を行う役員全員分の診断書が必要です。

なお、精神機能の障害に関して「専門家による判断が必要」との診断がある場合は、別途診断書（別添2）の提出や記載内容の確認が必要となる場合があります。

- ③ 麻薬及び向精神薬取締法に係る業務を行う役員の範囲を示す書面（組織図）※法人の場合
- ④ 熊本市内の麻薬小売業者にあつては薬局開設許可証の写し

熊本市保健所に薬局開設許可更新を申請中の場合は、薬局開設許可更新を申請中であることを申請書の備考欄に記載したうえ、薬局開設許可更新申請書の写し（熊本市保健所の受付印があるもの）等、薬局開設許可の更新申請中であることを証する書類を添付してください。

※免許証は、継続申請を受け付け後、順次交付しますので、早めの提出をお願いします。

※有効期間満了後は、新しい免許証が交付されるまで麻薬を取り扱うことができません。

2 麻薬年間届

すべての麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬施用者が1人のみであつて、麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）及び麻薬研究者は、以下の方法で必ず届出を行ってください。

(1) 提出方法

① オンラインでの届出

熊本県ホームページ「麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の電子申請・届出窓口」から、麻薬業務所の所在地管轄の県保健所等を選び、麻薬・覚醒剤原料・向精神薬届出の窓口（URL）より届出を行ってください。

※業務所（病院、薬局等）の所在地により窓口（URL）が異なりますので、管轄の保健所等を御確認の上、申請又は届出を行ってください。

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/195564.html>

ページ番号 : 0195564

② 書面での提出

従来どおり書面での提出も受け付けています。

【麻薬年間届の注意事項】

① 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの麻薬の受入れ、払出しの数量等を記入し、令和6年11月29日（金）までの間に届出を行ってください。

② 記入の際は、必ず現物と麻薬受払簿を確認してください。

3 麻薬取扱者免許証の返納

有効期間満了後の免許証は、麻薬取扱者免許証返納届 1 部を添え、令和 7 年 1 月 15 日（水）までに県保健所等へ返納してください。

4 麻薬の取扱いを中止する場合

- ① 免許証の有効期間内に麻薬の取扱いを中止する場合は、麻薬取扱者業務廃止届に免許証を添え、事実発生後 15 日以内に、保健所（熊本市内の麻薬業務所は、薬務衛生課）へ 1 部提出してください。ただし、熊本市以外の麻薬研究者については、2 部提出してください。
- ② 業務廃止に伴い、麻薬業務所でなくなる場合は、残余麻薬届を提出するとともに、残余麻薬は適切に処理してください。なお、残余麻薬を廃棄する場合は、事前に麻薬廃棄届を提出し、麻薬の廃棄には保健所職員等の立会いが必要になります。
- ③ 残余麻薬届は、麻薬の在庫がない場合でも、「在庫なし」として提出してください。

5 麻薬小売業者間譲渡許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期限が、令和 6 年 12 月 31 日までの麻薬小売業者は、申請手続きを行ってください。

【許可申請の必要書類等】

麻薬小売業者間譲渡許可申請書は、以下の書類を令和 6 年 11 月 1 日（金）から 11 月 29 日（金）までの間に、共同で提出してください。

- ① 許可申請書（様式第 17 号）
欄が不足する場合は、様式第 18 号を使用。
- ② すべての麻薬小売業者の所在地が記載されている地図及び一番離れた麻薬小売業者間の通常移動に要する時間・距離を図示したもの（地図に併せて明記でも可）。

※提出先：熊本県薬務衛生課（郵送による提出も可能）

2024 年 10 月 1 日（火）から郵便料金（レターパックプラス、レターパックライト等も含む）が変更されます。変更内容は、郵便局のホームページを確認してください。

※許可書は、申請を受け付け後、順次交付しますので、早めの提出をお願いします。

※有効期間満了後は、新しい許可書が交付されるまで麻薬を譲渡、譲受することはできません。

6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納

許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合は、失効した麻薬小売業者間譲渡許可書を返納する必要はありませんが、許可を受けた日から 5 年間保存となりますのでご注意ください。

なお、麻薬小売業者免許を継続せずに麻薬の譲渡・譲受を行った場合には違法となるおそれがあることに留意してください。

7 その他（麻薬業務所の所在地が熊本市内の場合の受付窓口について）

麻薬業務所の所在地が熊本市内の場合、以下のとおり当該手続に係る専用窓口を設けます。

期間：令和 6 年 11 月 6 日（水）、7 日（木）、時間：午前 10 時から正午、午後 1 時から午後 5 時

場所：県庁行政棟新館 2 階 談話コーナー

（問合せ先）

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班 TEL 096-333-2242